

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	15 新潟県
------------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民生活・環境部男女平等社会推進課
担 当 職 員 数	5 人 (専任 5 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	新潟県男女平等推進施策調整会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 13 年 7 月 23 日 根拠: 男女平等推進施策調整会議設置要綱
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	新潟県男女平等社会推進審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 8 月 1 日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 29 年 4 月 ~ 34 年 3 月			
名 称	第3次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)			
改定・見直しの予定時期	平成 34 年 3 月	日		← 未定の場合は○をつけてください。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	○	※いずれか1つに○をつけてください。		
女性活動推進法の推進計画と別に作成				

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例
	公 布 日	平成 14 年 3 月 28 日
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日
	最 終 改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
	制定等について検討中(状況を具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用		1:平成29年4月1日	2:平成29年5月1日	3:その他: 平成29年6月1日
目標値		平成 32 年度まで 40 %	平成 33 年度まで 40 %以上	
根 拠		「第3次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」平成29年3月		
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律又は条例により設置されている附属機関		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(76)うち女性委員を含む審議会等数(75)	
	延総委員等数(1,356)	延女性委員等数(528)	女性比率(38.9)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(76)うち女性委員を含む審議会等数(75)	
	延総委員等数(1,356)	延女性委員等数(528)	女性比率(38.9)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(36)	
	延総委員等数(915)	延女性委員等数(336)	女性比率(36.7)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)	
	延総委員等数(78)	延女性委員等数(13)	女性比率(16.7)	
目標値以外の目標設定		なし		
女性 登用 方 策	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・非公表 ○) ・無 作成予定有		
	人材名簿が有る場合	掲載人数(926 人 (平成 29 年 3 月現在)		
	人材育成事業の実施の有無	有 ○ ・無 ○		
	委員の公募	有 ○ ・無		
そ の 他	審議会等委員への女性登用推進要綱に基づく事前協議 そ の 他 ()			

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況							1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日			
		管理職総数(※)			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性比 率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性比 率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性比率
本庁	計	359	26	7.2	82	6	7.3	5	0	0.0	272	20	7.4
	うち一般行政職	234	23	9.8	48	5	10.4	1	0	0.0	185	18	9.7
支庁・地方事 務所等	計	587	69	11.8	75	3	4.0	40	4	10.0	472	62	13.1
	うち一般行政職	303	18	5.9	39	2	5.1	3	0	0.0	261	16	6.1
全体	計	946	95	10.0	157	9	5.7	45	4	8.9	744	82	11.0
	うち一般行政職	537	41	7.6	87	7	8.0	4	0	0.0	446	34	7.6
再掲	警察関係	157	0	0.0	48	0	0.0	0	0		109	0	0.0
	教育委員会	58	9	15.5	10	1	10.0	0	0		48	8	16.7

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比率
本庁	計	706	67	9.5	977	212	21.7
	うち一般行政職	473	45	9.5	420	146	34.8
支庁・地方事 務所等	計	1,797	356	19.8	2,009	641	31.9
	うち一般行政職	848	54	6.4	698	229	32.8
全体	計	2,503	423	16.9	2,986	853	28.6
	うち一般行政職	1,321	99	7.5	1,118	375	33.5
再掲	警察関係	357	22	6.2	1,233	86	7.0
	教育委員会	185	37	20.0	179	90	50.3

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日～29年3月31日

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数 (人)	女性比率	(人)	うち女性 数 (人)	女性比率	(人)	うち女性 数 (人)	女性比率
本庁	計	46	2	4.3	50	8	16.0	104	27	26.0
	うち一般行政職	32	2	6.3	42	6	14.3	82	23	28.0
支庁・地方事 務所等	計	97	13	13.4	162	46	28.4	169	66	39.1
	うち一般行政職	58	7	12.1	65	5	7.7	55	19	34.5
全体	計	143	15	10.5	212	54	25.5	273	93	34.1
	うち一般行政職	90	9	10.0	107	11	10.3	137	42	30.7
再掲	警察関係	23	0	0.0	42	6	14.3	85	12	14.1
	教育委員会	19	6	31.6	7	5	71.4	8	5	62.5

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での 長期 研修(4 週間以 上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他(具体的にご記入ください)
		面接 のみ	それ 以外	面接 のみ	それ 以外						
課長級	○		○			○	◎			○	
補佐級	○		○			○	◎			○	
係長級	○		○			○	◎			○	

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成28年4月1日～29年3月31日

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇任試験	849	106	12.5
昇格試験			

(2)女性公務員の採用状況

平成28年4月1日～29年3月31日

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	571	223	39.1
うち上級	314	92	29.3
うち一般行政職	140	49	35.0
うち上級	96	29	30.2
うち警察関係	187	40	21.4
うち上級	103	22	21.4

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	新潟ユニゾンプラザ	愛称・通称	
設置年月日	平成 8 年 8 月 1 日	施設形態	単独施設 ○ 複合施設
所在地等	郵便番号：950-0994 住 所：新潟県新潟市中央区上所2-2-2 電話番号：025-285-6611(FAX番号：025-285-663 ホームページ: http://www.npwf.jp ((公財)新潟県女性財団)		
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(福)新潟県社会福祉協議会(予算計上：福祉保健部)) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名：県民生活・環境部(相談業務)) ○ 指定管理者(名称：(福)新潟県社会福祉協議会(予算計上：福祉保健部)(情報収集・提供)) ○ その他((公財)新潟県女性財団へ事業費補助金交付(下記「主な事業」中3、4を除く))		
職 員 数	常勤 4 人、非常勤 3 人	予算額	平成29年度 39,430 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項：ホームページによる情報発信、広報誌の発行) ○ 2. 講座(主な事項：人財育成事業、地域セミナー) ○ 3. 相談事業(主な事項：専任相談員による総合相談、弁護士による法律相談、精神科医によるこころの相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項：男女共同参画のほか福祉関係の書籍、資料等を収集し、図書館閲覧室にて情報提供)) 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項：女性関連施設交流会、企業交流会) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：企業交流会(再掲)) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)		

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人新潟県女性財団			基金・基本財産額	115,908	千円
設置年月日	平成 5 年	4 月	20 日	出資者	県、団体、企業等	

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	有	名称等:	加盟団体数		
	○ 無		会 員 数		
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有				
	○ 無				
活 動 内 容 ※実施しているものに ○をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容: }				

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

○ 1. 担当者連絡会議の開催	
○ 2. 市町村職員研修会の開催	
○ 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ	
○ 6. 補助金等の交付	名 称 : 概 要 :
○ 7. その他 (内容:)	男女共同参画推進体制づくりのためのアドバイザー派遣

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容:)

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	48,016	55,612	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.00470 %	0.00550 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
○	
○	
○	
○	

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具 体 的 項 目	① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。))に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。))に基づく「ユースエール」認定を取得				
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬ その他	○			○

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無		○	
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	

- 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: 「ハローワーク」企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録制度
イクメン応援宣言企業(新潟県男性育児休業等応援宣言企業)登録制度(H28.6.1～)
- 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:
※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	新潟県女性活躍推進協議会
2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名 称	男女平等社会づくりに向けた県民意識調査報告書
公表周期		年	○ 不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室)	
		2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室)	
		3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者	
		4. その他	)

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 男女共同参画フォトコンテスト	男女共同参画を身近なものとして感じてもらうため、家庭・職場・地域において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれずにいきいきと活動している写真を募集し、受賞作品を展示する。		7～9月 (作品募集)
・ 各種フェスタ等での男女共同参画コーナーの設置	各種フェスタでの「男女共同参画コーナー」の設置(パネル展示、県民向け啓発冊子の配布、男女共同参画フォトコンテスト受賞作品の展示、アンケート調査実施 等)		随時
・ 「ふれ愛ほっとらいん」(男女平等社会だより)の発行	行政や女性団体のイベントや、男女共同参画に関する各種情報を掲載し、県民の意識啓発を目的とした広報紙を発行する。		毎月発行
・ 女性活躍推進トップセミナー	女性活躍推進が必要とされる背景や、企業における取組の課題、取組の方向性について学ぶ講演会を開催することで、経営者層の意識改革を図り、県内企業の取組促進を図る。	150名程度	11月
・ 「働く女性と管理職が語る」働く女性応援フォーラムの開催	キャリアアップを目指す女性と女性のキャリアアップを支援する男性管理職の対談により、互いの立場や意識についての理解を深めるとともに、女性活躍について参加者で考える機会を提供する。	100名程度	10月
・ 働く女性応援リーフレットの作成	女性活躍推進に係るセミナー・講座概要、参加者の声、女性活躍推進のワンポイントなどについてまとめたリーフレットを作成する。		
・ 女性活躍に先進的に取り組む県内企業事例集の作成	女性活躍推進に取り組む企業やハッピー・パートナー企業登録制度を紹介し、県内企業の女性活躍推進を進める。		1月頃
・			
・			
・			
2. 表彰			
・			
・			
・			
3. 講座			
・ 県政出前講座	男女共同参画について広く理解してもらうため、地域の集会や職場等に、県の職員が直接出向き、国・県の取組や男女共同参画計画や進捗状況について説明する。	25人×10回程度	随時
・ 働く女性のキャリアアップ支援講座	女性社員のキャリアアップを目的に、女性活躍推進の必要性や女性リーダーとして必要な知識について講義するとともに、受講者同士の情報交換・ネットワークづくりを支援する。	30人程度	8～9月 3回
・ 女性のキャリア形成を支援する男性管理職セミナー	企業における女性リーダー育成支援のため、コミュニケーションスキルや女性部下のキャリアデザイン支援の方法等について講義する。	30人程度×3会場	9月
・			
・			
・			
4. 相談事業			
・ 男女平等推進相談員配置事業	性別による差別的取扱い等に関する相談を受け付ける。 対象：男女 ・総合相談：男女平等推進相談員 ・特別相談：弁護士による「法律相談」 精神科医による「こころの相談」		年間
・			
・			
5. 情報収集・提供			
・			
・			
・			
6. 苦情処理			
・			
・			
・			
7. 交流促進			
・ ハッピー・パートナー企業交流会議	ハッピー・パートナー企業間の情報交換による意識啓発や取組意欲の喚起を目的に実施。		1月予定
・			
・			
・			

8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ハッピー・パートナー企業の登録 ・新潟県女性財団事業費補助金 ・ ・ ・ 9. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・ ・ 10. 調査研究 ・ ・ ・ 11. その他 ・市町村男女共同参画担当者研修会 ・ ・ ・ ・	仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整備し、また女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を支援する。 主な支援：県ホームページ等での広報、取組推進のためのアドバイザーの(無料)派遣、県建設工事入札参加資格審査の加点、県が発注する物品調達における優遇制度の実施。 公益財団法人新潟県女性財団の次の取組に対し補助する。 ・専門性の向上を目的とした人材育成事業の充実 ・市町村や民間団体へのネットワーク化支援と交流促進 ・情報発信の充実 市町村の男女平等推進担当者を対象とした研修会の開催 ・基礎研修会 ・体制づくり研修会	各30名程度	基礎:5月 体制づく り:9月
---	--	--------	-----------------------

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

1:平成29年4月1日 その他: 平成 年 月 日

議 会 名		新潟県議会	
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。		1.欠席事由として明記した規定がある。	1
		2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。	
		3. その他(欠席の例がない、不明等)	
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。 「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。		1.標準都道府県議会会議規則と同様。	1
		2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	
		3.その他	
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。			
		1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。	
		2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。	
		3 その他	
	配偶者の出産		3
	育児		3
	家族の看護		2
	家族の介護		3
	疾病		1
	その他 (具体的に事由を記載してください)		
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名		新潟県議会会議規則第141条	
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。			
(欠席) 第141条 議員は、公務、疾病、出産その他事故により、議会又は委員会に出席できないときは、予めその事由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。			

都道府県名

15 新潟県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

平成29年5月1日現在

その他：平成29年6月1日現在

○

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性 ○ 男性	任期: 平成 28 年 10 月 25 日 ~ 平成 32 年 10 月 # 日
副知事	3 人 (女性 1 人、男性 2 人)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には、48以下の空白行に記入してください。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1 都道府県防災会議(会長を含む)	72	20	27.8	
都道府県防災会議(委員のみ)	71	20	28.2	
内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	16	8	50.0	
6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	24	6	25.0	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	8	6	75.0	
2 国土利用計画地方審議会	13	6	46.2	
3 土地利用審査会	7	5	71.4	
4 都道府県交通安全対策会議	27	6	22.2	
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	39	18	46.2	
7 精神医療審査会	21	7	33.3	
× 8 都道府県生活衛生適正化審議会				
9 都道府県医療審査会	20	6	30.0	
10 准看護師試験委員会	11	7	63.6	
× 11 麻薬中毒審査会				休止
12 地方社会福祉審議会	20	10	50.0	
13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	9	47.4	
14 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
15 都道府県農業共済保険審査会	9	5	55.6	
16 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
17 都道府県建設工事紛争審査会	13	6	46.2	
18 建築審査会	7	4	57.1	
19 都道府県建築士審査会	7	4	57.1	
20 都道府県都市計画審議会	21	4	19.0	
21 開発審査会	5	2	40.0	
22 私立学校審議会	14	6	42.9	
23 石油コンビナート等防災本部	34	3	8.8	
24 公害健康被害認定審査会	11	2	18.2	
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
× 26 都道府県児童福祉審議会				
27 地方港湾審議会	20	6	30.0	
× 28 土地区画整理審議会				
29 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
30 介護保険審査会	18	7	38.9	
31 都道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0	
32 感染症の診査に関する協議会	54	17	31.5	
33 警察署協議会	239	101	42.3	
× 34 土地収用事業認定審議会				休止
× 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
36 国民保護協議会	61	15	24.6	
37 地方独立行政法人評価委員会	8	4	50.0	
× 38 市街地再開発審査会				
× 39 都道府県職員委員会				
× 40 自然再生協議会				
41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
43 留置施設視察委員会	5	2	40.0	
44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	36	15	41.7	
45 指定難病審査会	14	0	0.0	
46 小児慢性特定疾病審査会	5	1	20.0	
47 行政不服審査会	6	3	50.0	
48 国民健康保険運営協議会	11	6	54.5	
49				
50				
51				
合 計	915	336	36.7	
女性委員0の審議会数	1			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	25	2	8.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	78	13	16.7	
	女性委員0の委員会数	2			